

## 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額(保育料)について

3歳児(教育・保育給付認定1号認定は満3歳)から5歳児の全世帯と0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の利用者負担額が無償化となります。

### ○教育・保育給付認定利用者負担額(月額)

単位：円

階層区分		3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0	利用者負担額は無償となります。	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0		
第3階層	市町村民税が均等割のみ課税	17,000	16,700	注) 4月1日現在の年齢です。 年度途中で3歳となる児童は翌年度から無償の対象となります。  3歳以上児は、給食費が実費負担となります。 以下に該当する場合は、副食費(おかず、おやつ代)が免除となります。  ○市町村民税所得割額が、 1号認定：77,101円未満 2号認定：57,700円未満の世帯 ○ひとり親世帯及び同居家族に障がい者がいる場合において市町村民税所得割額が、77,101円未満の世帯 ○小学校3年生までの範囲で、第3子以降の児童	
第4階層	48,600円未満	19,500	19,100		
第5階層	66,000円未満	23,000	22,600		
第6階層	78,000円未満	27,000	26,500		
第7階層	97,000円未満	30,000	29,400		
第8階層	116,000円未満	34,000	33,400		
第9階層	142,000円未満	39,000	38,300		
第10階層	169,000円未満	42,000	41,200		
第11階層	216,000円未満	48,000	47,100		
第12階層	280,000円未満	54,000	53,000		
第13階層	301,000円未満	58,000	57,000		
第14階層	397,000円未満	62,000	60,900		
第15階層	529,000円未満	66,000	64,800		
第16階層	529,000円以上	70,000	68,800		

・感染症に患い、医師からの指示により欠席(開所日のうち連続して6日以上)した場合は、申請により欠席日数分の日割り額を利用者負担額から減免します。申請方法及び詳細は通所する園にお問い合わせください。

## 利用者負担額の算定について

原則、児童の父母を算定対象者として、父母の市町村民税の所得割額の合算額で利用者負担額を決定しますが、以下に該当する場合などは児童の父母以外の方も家計主宰者とし、算定対象者とします。

- ・父母の収入額が、ひとり親の場合は103万円、ふたり親の場合は合計206万円に満たない場合
- ・父母または児童を地方税法上、扶養親族としている場合

4月から8月分は前年度の市町村民税、9月から翌年3月分までは当年度の市町村民税の課税額で決定します。

- ・住宅借入金等特別控除や寄付金控除などの税額控除がある場合は、控除前の額となります。
- ・未申告等により税額が確認できない場合、一旦最高階層で利用者負担額を決定し、課税額を確認できる資料の提出後、見直しを行います。

利用者負担額決定後に市町村民税の税額に変更があった場合や、世帯員の離婚、婚姻、死亡等の異動があった場合、利用者負担額が変更となる場合がありますので、お問い合わせください。

また、市が行う市町村民税の調査により、利用者負担額が変更になることもあります。

## 利用者負担額の軽減について

### 【利用者負担額の多子軽減】(下記、【ひとり親世帯等】該当児童を除く)

令和5年9月より、同世帯内に18歳未満の兄弟がいる場合、入所する児童が第2子の場合は「半額」、第3子以降の場合は「無料」になります。

ただし、年収約360万円未満相当世帯(所得割額57,700円未満)は、年齢基準要件が撤廃され、同世帯内にいる兄弟からカウントされます。

### 【ひとり親世帯等(下記※に該当する世帯)の利用者負担額】

※母子世帯及び父子世帯

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している方が同世帯にいる場合

年収約360万円未満相当世帯(ひとり親世帯等は所得割額77,101円未満)は、同世帯内にいる兄弟からカウントし第1子「半額」、第2子以降「無料」となり、第3階層及び第4階層の場合は1,000円減額となります。さらに、金額の上限が9,000円(短時間8,800円)となります。